

【月刊】

# キャッチピース

# 102

通巻179号 02/6/20

## 政府、有事三法今国会成立を断念 廃案へ、自治体の「平和力」を！

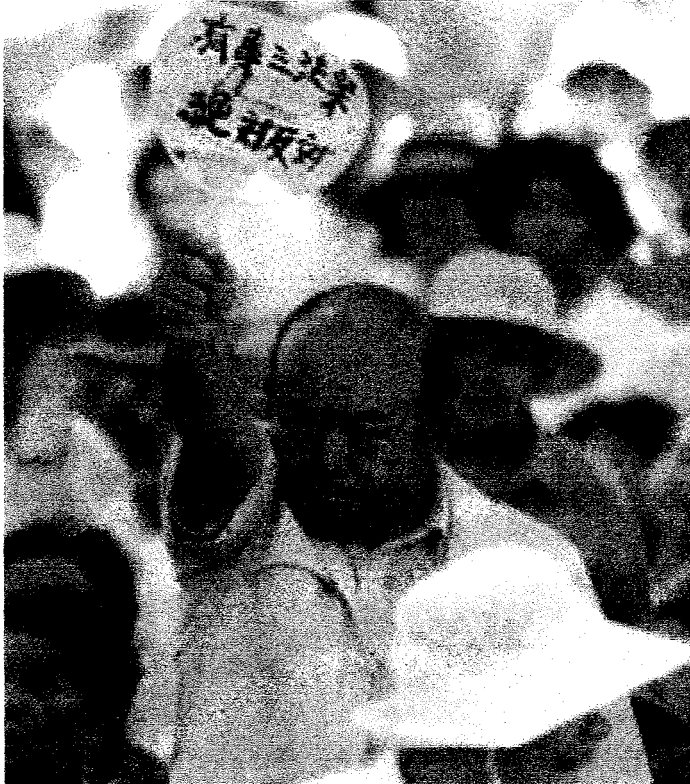
田巻一彦(編集部)

さすがの小泉政権も、有事三法案の今国会成立を断念したようである。しかし、与党にはせめて衆議院だけでも追加を、との声が根強くある。会期末の土壇場での強行採決もないとは言えない。しかも、「継続審議」ということになれば、民主党との「修正協議」も待っている。

密室協議で手打ち、という最悪の展開はなんとしてもくい止めなければならない。

文民統制の欠如と  
文民の統制資格欠如

5月6日の朝日新聞は次のように報じた:



### 6.23 沖縄

追悼式で「小泉帰れ」  
「有事法制反対」と罵声(六月二三日「共同」)

23日の沖縄全戦没者追悼式で、献花するため立ち上がった小泉純一郎首相に対し、会場中央の参列者から「有事法制反対」「小泉は帰れ」などと罵声(ばせい)が浴びせられ、会場は一時騒然となった。叫んだのは沖縄県北中城村議の宮城盛光さん(54)。「有事三法案絶対反対」と書いたうちわをかざしながら立ち上がり、「戦後処理は終わっていない。有事法制は許さんぞ。この法律ができたら大変ですよ。沖縄のことをしっかり考えてくれ」などと叫んだ。周囲からは拍手がわき、「頑張つて」と声援を送る女性もいた。小泉首相は無表情で、口を固く結んだままだったが、男性の周囲からは拍手もわいた。(写真は「スポニチ」から)

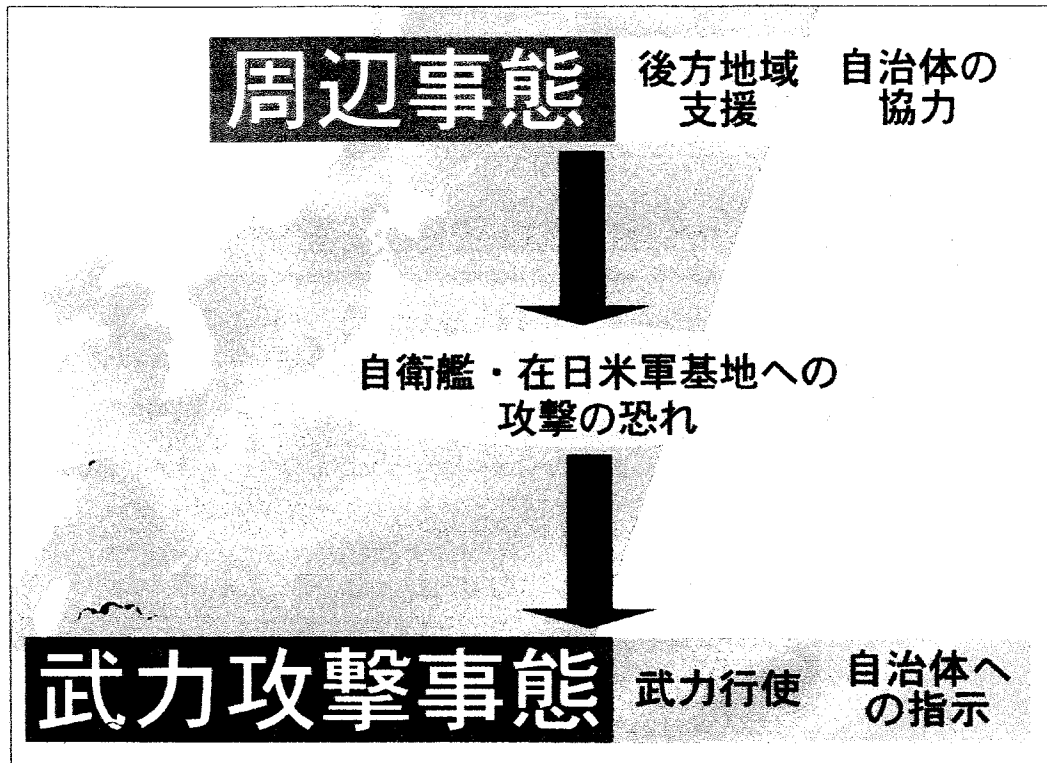
編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円

●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円

●通信会員(年額) 1口3000円

(会費には本紙購読料が含まれます)



海幕幹部が、4月10日在日米海軍のチャプリン司令官に、対テロ支援法に基づく海自艦船の派遣機関が5月19日をもって満了することを前提に、次の三項目を日本に対して要請するよう、準備したメモ書きにそって促した。

- ①海自イージス艦のインド洋への派遣
- ②同P3C対戦哨戒機の派遣と搜索救難活動支援
- ③同補給艦のインド洋展開の維持

海幕幹部は米司令官に対して、「仮に米軍が対イラク開戦に踏み切ってしまうからでは、イージス艦やP3Cの派遣は難しくなる。何もないうちに出しておけば、開戦になっても問題にならないであろう」と説明した。

さらに、6月15日、同じく朝日新聞：

防衛庁海上幕僚監部の派遣チームが昨年11月、バーレーンの米中央軍第5艦隊司令部で当時のムーア司令官に会い、インド洋

での対テロ戦争の補給作戦で海上自衛艦が米海軍の「戦術指揮統制」下に入ることを容認していた。

いずれも「集団自衛権行使の禁止」という日本の基本政策を逸脱する。レッド・カードが切られてしかるべき反則が、海幕という制服組＝軍人によって犯されたのである。

この二つの事件に挟まって、今度は背広組＝政治家からも、「レッドカードもの」の反則が飛び出した。

最初は安部官房副長官。5月13日、早稲田大学での講演会で「大陸間弾道弾は憲法上問題ない」「原子爆弾だって小型であれば問題ない」と発言(6月2日付「サンデー毎日」)。これにつづいて5月31日には、「政府首脳」が非核三原則について「憲法のようなものだ。しかし(最近の世論は)憲法も改正しようというぐらいになっているから、非核三原則も変えようとなるかもしれない」と記者団に述べた。福田康夫官房長官は同日の記者会見で、

原子爆弾などの核兵器保有について「私個人の理屈から言えば持てるだろう」とコメント。数日後、この「政府首脳」とは、実は他ならぬ福田氏その人であったことが発覚した。

まだある。5月28日には防衛庁が情報公開法による請求者142人のリストを作成し、庁内で回覧していたことが発覚した。リストには、「市民運動」「反戦自衛官」などという請求者の身分や思想信条に関わる問題が含まれていた。当初は、海上自衛隊の情報公開室に勤務する三等海佐の個人的行為と説明されたが、実は防衛庁の組織ぐるみの犯行であることが明らかになった。

これら一連の事件は、二つのことを私たちに教えている。まず、日本の防衛政策が国会議員でも防衛庁の文民でもなく、軍人たちの手によって作られていることだ。軍隊の方針が政策や法律を規定する、倒錯した政治プロセスがすでにこの国に定着している疑いが極めて強い。そして第二には、本来軍人を「統制」すべき文民たちには、広島・長崎の惨劇や被爆者の苦難に対する想像力と畏敬の念、そして人権感覚が、決定的に欠如しているということである。

#### 何のための「有事法制」か

このような人々が「有事法制」を作り、国会に提案した。

彼らの目的は、国民の生命を守ることではない。安部氏は早稲田大学での講演で次のようにも話している。「自衛隊を認めている以上、法整備をしないとおかしい。(略)毎年毎年、約5兆円近い予算を使っているんですね。実力部隊としては世界で、米国は別格ですが、自衛隊の実力というのは最高水準だろう。(略)イージス艦が4隻もある。地平線を越えてレーダーをとばすことができますから、極めて大きな範囲をカバーできる。(略)1隻

1200億円もするわけです。税金を使っている以上、当然機能的に活動できるようにするのが、われわれ政治家の納税者に対しての義務ではないか。

さしあたり、イージス艦を「機能的に活動」させるような「有事」が日本に発生の可能性はない。ありうるのは米国が、どこかで起こす戦争…例えば、アフガンでの「対テロ戦争」やイラクに対する再度の武力攻撃である。5月8日には、福田官房長官から次のような答弁までが飛び出している。「(公海上の自衛隊艦船や民間船舶への攻撃について)組織的、計画的な攻撃と認定できるかどうかが問題。わが国への武力行使に当たるとした場合も排除できない」。さらに、「(武力攻撃が発生すると判断する時点について)」「(外国からの)ミサイルが着弾した時でなく、武力攻撃の着手があった時だ」。「着手」とは、ミサイルへの燃料注入が開始されたとき、という説明もあった。

もう「なんでもあり」ではないか。「対テロ特措法」や「周辺事態法」で米軍の後方支援にあたっている補給艦が武力攻撃されたとしたら、あるいは武力攻撃が着手されたと日本政府が認定すれば、日本は戦闘状態に突入できるということになってしまう。

周辺事態法では「(日本が支援活動などを行う)後方地域とは戦闘が行われてない公海及びその上空」であり、戦闘が行われることが「予測される」場合には、自衛隊は支援を休止し、戦闘行為による危険を回避するとされている。そんなことができるのか、と誰もが思ったけれども、やはりそんなわけにはいかないということなのだろう。その矛盾を「武力事態法」は、自衛隊への「攻撃のおそれ、予測」とし、回避するのではなく「武力行使」、すなわち「参戦」という方向でクリアしようするのである。

ありもしない「有事幻想」を振りまきなが

前文  
 第9条「戦争の放棄」  
 第10条・97条「基本的人権の保障」  
 第13条「個人の尊重」  
 第17条「公務員の不法行為の損害賠償」  
 第18条「身体的拘束・苦役の禁止」  
 第19条「思想及び良心の自由」  
 第21条「表現の自由・検閲の禁止」  
 第29条「財産権の侵害禁止」  
 第36条「拷問及び残虐な刑罰の禁止」  
 第92条「地方自治の本旨」  
 第96条「憲法改正」  
 第98条「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

Save Our Constitution!  
 憲法を救え!



ら、彼らは日本と日本軍＝自衛隊を、名実ともに「戦争の出来る国家・軍隊」として、世界の警察官・米国に差したそうとしているのではない。その意図の前には、集団自衛権行使の禁止、専守防衛、非核三原則…これらの「公約」は「やっかいな荷物」以外の何物でもない。海幕幹部のフライングと安部氏や福田氏の「失言」はその本音を、いみじくも露呈したにすぎない。その証拠に「武力攻撃事態への対処について、基本理念を定める(第1条)」とした「武力攻撃事態法」は、これら日本の「平和原則」には全く言及していない。つまり「丸無視」。

米国の対イラク武力行使は、「核攻撃」をもオプションに入れたものになるだろう。それが今年はじめのNPR(核体制見直し)の核心の一つである。原子力潜水艦の有事核搭載を担保した米海軍にとって、沖縄、佐世保、横須賀における核持ち込み疑惑は、どうしても取り除いておきたいトゲだ。

だから「非核三原則も見直す」と彼らは言った。

#### 自治体からの反撃

非核法を！と広島市長ら

「非核三原則は憲法のようなものだから変えてもいい」という政治家が、官房長官に

座っているという現実には笑えないブラック・ジョークだ。しかし、国会の論議は白熱しなかった。専守防衛や集団的自衛権の観点から、海幕幹部の行動や安部・福田発言を徹底追及し有事三法そのものを葬り去ろうという戦略も気概も、野党の論戦からは伝わってこない。

だが自治体からの反応はホットだった。

6月10日、非核・平和宣言をしている国内316自治体でつくる日本非核宣言自治体協議会(会長、伊藤一長・長崎市長)は福田氏らの発言の撤回と同原則厳守を求める要請書を小泉純一郎首相に送った。要請書は「被爆国日本の政府要人からこのような発言が相次いで出るとは全く信じがたい」として、非核三原則を法制化し、日本が核兵器廃絶を国際的にリードするよう求めている。

同じく10日には、秋葉広島市長が、福田発言についての要請書を首相に送り、「核兵器の違法性を認めた国際司法裁判所の勧告的意見にも抵触し、容認できない」と抗議した。さらに「インド・パキスタンで核戦争の危険性が高まっているなかでの発言は、政府の意図している到達点が核保有国であるとの危ぐを持たざるを得ない」と指摘し、そのうえで「国内外の懸念を払しょくし、核兵器を持たない国家の意思を示すため、非核武装の法制化を行い、唯一の被爆国として核兵器の廃絶に主導的な役割を果たす」よう求めた。

米国が6月8日に臨海前核実験を実施すると、12日には伊藤長崎市長と秋葉広島市長は連名で、米国に今後の実験中止を日本政府として迫るよう求める要請文を小泉首相あてに提出した。要請書は「今こそ日本政府は実験中止を米国に強く求めるとともに、横暴ともいえる米国の核政策にも毅然(きぜん)として対処してほしい」などとしている。

#### 米軍艦入港に表敬訪問拒否(長崎)

5月下旬には、米イージス艦カーティスウィルバーの長崎入港計画が明らかになった。

金子県知事は「被爆都市の市民感情を考慮した入港回避」を申し入れ、伊藤長崎市長は、入港を「残念の極み」として「アフガニスタンや中東での紛争に加え、インドとパキスタンの間で核兵器の使用さえ懸念される緊張の中にあつて、先端兵器を搭載し近代戦争の中心的役割を担うイージス艦が、被爆地長崎に入港することは近隣諸国に新たな緊張をもたらす恐れもある。断じて受け入れられない」として、入港中止の要請を日米政府に提出した。

結局、6月6日、カーティスウィルバーは長崎に入港した。私たちが送った手紙に対して、伊藤市長は短い返事をくれた。そこには港湾管理権を行使できない(長崎港の港湾管理者は県知事)ことの悔しさが滲んでいた(@ページ参照)。しかし県知事も市長も米海軍からの表敬訪問の申し入れを拒否。入港に同意していないことを明らかにした。

金子知事は、6月20日の定例記者会見で、県民から高まっている非核条例の要求に対して、「安保条約と日米地位協定があることを前提とし、国の方針は尊重していかなくてはならない」と否定的な見方を示した。その上で「尊重しているが故に、新たな摩擦を起こす必要はないんじゃないか」と入港に反対する理由を説明した。

カーティスウィルバーは、6月27日には小樽に入港した。昨年2月にジョン・S・マッケインを「えひめ丸事件」の直後であり市民感情に配慮して断った市長の行動に注目が集まったが、日米政府の入港の固い意志の前に、拒否を貫くことができなかった。

#### 反対・慎重審議決議 地方議会で相次ぐ

「反対」46、「慎重審議」98。6月地方議会で決議された有事三法に関する意見書の数である。秋田の加賀谷さん、国立の重松さんがインターネットを通じて伝えてくれた情報を整理した。(@ページにリスト)

99年、周辺事態法の時と似たような状況が生まれ始めている。あの時の地方議会決議は、500を越えたと思われるが、非核市民宣言運動ヨコスカは入手したうち236件を分析したところ、内訳は「反対」39、「慎重審議」55、「危惧」108、「その他」33。「促進決議」はわずか1件だった。(パンフレット「自治体の平和力で有事法をつぶそう!」より)

今回は「促進決議」が10件あがっている。公明党が働きかけているらしい。この党の「平和主義」を疑いたくなる動きだが、周辺事態に比べてやはり日本有事は身につまされて、「何かルールがないといけない」という理屈が一定説得力をもってしまうことの現れかもしれない。因みに「キャッチピース」の事務所がある横浜でも、私たちは「慎重審議を求める意見書」を陳情したが、反対多数で否決されてしまった。賛成は神奈川ネットワーク運動と共産党。他は民主党も含めて反対。横浜には社民党の市議が一人もいないのだ。でもめげることはない。「横浜はだめでも●●がある」。●●にはあなたの住む町を加えてほしい。

「6月議会で陳情・請願を」は、平和運動の合い言葉の一つになった。その成果が、着実に現れ始めている。この流れを絶やさず、さらに広げていこう。

## 上原国立市長の質問と政府の回答

### 「地方公共団体の責務」に関して

5月16日、国立市の上原公子市長は、有事三法案に関する44項目の質問状を政府に出した。その回答が、6月21日、政府からとどいた。国立市のホームページから、「地方公共団体の責務」に関する部分を抜粋し問答形式に再構成した。(編集部)

#### 【質問】

##### 4「地方公共団体の責務」等について

①武力攻撃事態法案5条に基づいて地方自治体の実施する責務を有する「武力攻撃事態への対処に関し、必要な措置」とは、どのような措置を想定しているのか。都道府県レベルと市町村レベルに分けて具体的に例示して頂きたい。

#### 【回答】

地方公共団体が実施する措置について

武力攻撃事態において、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保を図るためには、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携し、万全の措置を講じていく必要がある。

このため、法案においては、国、地方公共団体などの責務や、国と地方公共団体と役割分担について規定した。今後、この枠組みの下、具体的な役割分担

を定め、国と地方公共団体が相互に連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくこととなる。

なお、都道府県は、広域の地方公共団体であることから、地域における対処措置の総合的な推進や市町村や公共的団体との連絡調整について、市町村は、住民に最も身近な基礎的地方公共団体であることから、住民の安全確保や保護のための措置の実施について、一定の役割を担っていたり、いただくことになるものと考えている。

#### 【質問】

②同法案14条1項が規定する、対策本部長による「総合調整」とは、具体的にはどのような手続きで行われるのか。また、その具体的な内容はなにか。

#### 【回答】

②対策本部長の「総合調整」について  
武力攻撃事態においては、国、地方公

共団体及び地方公共機関が実施する対処措置は、相互に調和して迅速かつ的確に実施される必要がある。

このため、それぞれの機関が実施する対処措置について、何らかの調整を図る必要が生じた場合においては、対策本部長が総合調整を行うことができることとしたものである。

法案第14条第2項においては、地方公共団体の長等は、対策本部長が行う総合調整に関し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる旨規定している。

地方公共団体の長等の意見を総合調整に反映させる仕組みについては、例えば、対策本部が総合調整の検討に入った時点で速やかに地方公共団体の長等に通知し、適時に意見の申出ができるようにすることや、地方公共団体の長等から意見の申出があった場合に、これを対策本部の議題として直ちに議論することなどが考えられるが、具体的には、今後、国民の保護のための法制の整備において検討してまいりたい。

#### 【質問】

③同法案14条2項が規定する「意見を申し述べる」とは異議申し立てをも含むのか。

④同法案15条1項で規定する「指

示」とは、具体的に何をどのようにすることを意味するのか。「国民の生命、身体若しくは財産の保護または武力攻撃の排除に支障がある」と内閣総理大臣が考えたとしても、地方公共団体の長がそうは考えなかった場合には、地方公共団体の長の判断に従うことが、憲法で保障した地方自治の本旨にかなうものと考えているが、どうか。

⑤首長が市民の生命、財産を守るために戦争協力拒否をした場合は、当該自治体及び首長に対して、どのようなことが起こると想定されるか。

⑥自治体が協力拒否をした場合、首長、または拒否した職員の罰則も今後作られるのか。

⑦同法案15条1項及び2項が「別に法律で定めるところにより」と規定しているのは、地方自治法などの現行法律を指しているのか。それとも、新法の制定を想定しているのか。

もし前者であれば、具体的に法律名と該当条文を、また後者であれば、具体的にどのような法律の制定を考えているのか。

⑧同法案15条2項で内閣総理大臣が自らまたは大臣を指揮して「対処措置」を実施し、または実施させる」とあるのは、住民の生命、身体などを守るのは第一次的には地方公共団体

の責務であり、かつ権限であるという地方自治の本旨に反するものと考えているが、どうか。

⑨同法案15条にある「武力攻撃の排除に支障があり」とは具体的にどのようなことか。それは、自治体の非協力を含むのか。

⑩同法案22条1号に規定されている措置の中で、都道府県、市町村が行うことが要請される措置は、それぞれ具体的にどのようなものか。措置の具体的な内容を例示して頂きたい。

#### 【回答】

③内閣総理大臣の「指示」等について  
武力攻撃事態においては、国及び国民の安全を確保するため国全体として万全の措置が講じられなければならない、不備が生じた場合には、内閣総理大臣による「指示」等によつて的確かつ迅速な対応を図ることが必要と考えている。

内閣総理大臣の「指示」とは、国民の生命、身体、財産等のために特に必要がある場合に、別に法律で定めるところにより、地方公共団体等に対して、所要の措置を実施すべきことを指示することができるものである。地方公共団体等には、この指示に従う法律上の義務が生ずる。

なお、この「指示」等については、本法案によって内閣総理大臣に対して包括的に権限が与えられるものではなく、個々の法律においてその要件等を具体的に定めた上で実施できることとなるものである。武力攻撃事態という状況下においては、万全の措置を担保するこうした仕組みが必要であり、地方自治の観点からも問題はないと考えている。

また、武力攻撃事態においては、地方公共団体も住民の生命、身体、財産を保護する観点から、国の方針に基づいて必要な措置を実施することが期待される。

④地方公共団体の理解と協力について

武力攻撃事態という国及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態への対処に当たっては、国民の保護等のために、地方公共団体の役割は重要であると考えており、また、一定の役割を担っていただけるものと期待している。

#### <回答者>

内閣官房副長官補  
(安全保障・危機管理担当)付  
防衛庁防衛局防衛政策課長

### 首長からも頼もしい動きが...

地方議会だけでなく、自治体当局や首長の間にも頼もしい動きが広がった。

5月16日、東京都国立市の上原公子市長は、44項目にわたる質問書を政府に送った。武力攻撃事態の定義から、地方公共団体の責務、国民の義務と権利の制限、武力攻撃事態法の言う「国際人道法」の内容までをカバーする、全面展開の質問状である。

中国5県の知事をつくる中国地方知事会(会長＝澄田信義・島根県知事)は5月28日、法整備にあたって地方の意見を尊重するよう求める要望書を、片山虎之助総務相に提出

した。要望書は、有事法制は「基本的に必要」としたうえで、「法案の具体的内容によっては、住民生活や地域経済活動に少なからぬ影響を及ぼす懸念もある」と指摘。有事の概念を明確化するとともに、首相の地方公共団体の長への指示や代執行などについて、具体的な内容を明らかにするよう求めている。さらに、地方公共団体からの意見聴取の場を設け、国会で十分に議論を尽くすよう要望している。全国知事会もそれに続いた。

6月5日、九州地方知事会(会長＝平松守彦大分県知事)「国の安全保障や米軍基地の在り方を含めて十分に議論を尽くすこと」とした特別決議をあげ、国に伝えた。

北川正恭三重県知事は、共産党県議団(萩

原量吉団長)からの申し入れに回答し、「国民の不安を払拭(ふっしょく)し、国民的な合意が得られるような国会での議論が不可欠で、この条件を満たさないままに賛成するものではない」と答えた。

6月12日には政府と全国の知事との意見交換会が開かれた。田中康夫・長野県知事は住民避難などを定める「国民保護法制」の整備を2年後に先送りした点に疑問を投げかけた。会合で知事から注文、懸念が続出したことは法案に自治体が納得していない状況を示した。知事側からは「協力しろというだけでなく、知事の権限も明確に」(井戸敏三・兵庫県知事)、「法律には責務だけ規定されている。権限後回しでは不安がある」(山田啓

二・京都府知事)、など、知事権限の明確化を求める指摘が続出。福田長官は「権限の問題は単純な話ではない」と釈明した。

また、長野の田中知事は「市民を守ることが重要なら、なぜ(敵の)上陸地点から逃げる住民の安全確保が法案から欠けているのか」と指摘。「仮に首相官邸が攻撃を受けて機能しなくなったら誰が指揮権を執るのか」とも質問し、福田長官は「(保護法制は)決して後回しでない。(官邸が攻撃され)全滅した場合は、代行する順番が決まっている」と説明した。橋本大二郎・高知県知事は、会合で発言せず終了後、記者団に「(国民保護法制の先送りなど)具体的なもの(疑問)に答えられる法案じゃない。だから発言しなかった」と説明し

た。(6月12日「毎日新聞」)

「まんじゅうの皮だけ見せられ、何のまんじゅうか当ててみろと言われているようなもの。アンコなのか肉なのか、クリなのか、皆目分らない」。5月27日に行われた政府の説明会に出席した神奈川県危機管理担当者はこんな感想を語っている。説明会では政府は「個別法制の中で今後具体的に決めていく」という返答に終始。「2年後という言葉が20回以上使われた」(石川県)「よく分からないということが分かった」(愛知県)という印象を参加者に与えただけだった。(6月5日「毎日新聞」)

キャッチピースも加わっている「すべての基地に「ノー!」を・ファイト神奈川」が4月から5月にかけて行った自治体アンケートには、全38自治体中伊勢原など32自治体が回答。「有事法制の必要性について政府の説明は十分だと思うか」の質問に対し、17自治体(53・1%)が「不十分」と回答。「これから説明があるべきだ」「あると思う」などが9自治体だった。「有事法制の制定にあたり、自治体の意見を聞くべきか」との問いには、21自治体(65・6%)が「聞くべきだ」「聞くことは可能」などの認識を示した。

### 自治体の「協力の責務」は「自発的協力への期待」

防衛庁長官又は政令で定める者  
協議 要請  
都道府県知事

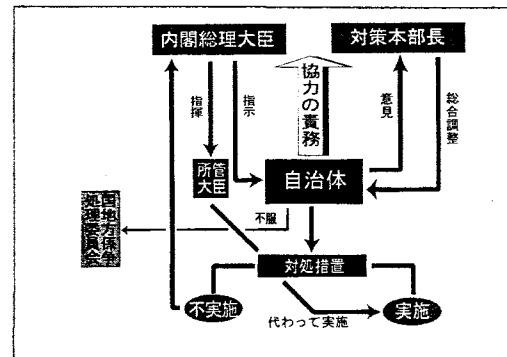
- 病院・診療所等の管理。
- 土地家屋もしくは物資の使用。
- 物資の保管命令、収用。  
→立ち入り検査
- 医療、土木建築工事、又は輸送業務への従事命令。  
従事者への実費弁償・死亡時の補償。
- 立木等の移転・処分。
- 家屋の形状変更。

「武力攻撃事態法」第5条(地方公共団体の責務)と第15条(対策本部長の権限)、16条(内閣総理大臣の権限)からは、国による地方自治体への強権発動という意味合いが読みとれる。しかし、第5条は地方公共団体(以下「自治体」)は「強力する責務がある」と言っているが、どこにも国の命令に従えとは書いていない。第15条で、対策本部長が自治体に対して行えるのは「総合調整」。さらに自治体が総合調整に基づく対処措置を自治体が行わない時に、第16条にしたがって内閣総理大臣が行えるのは、「指示」か「自らその処置を行うか、所管大臣を指揮して、それを行わせる」ことだ。

自衛隊法103条にしても、国から自治体に届くのは「要請」。公用令書にもとづく物資保管命令や収用、業務従事命令といった強権的措置は、自治体の長にゆだねられている。

「自治体への命令・強制」と、法案を作った人々のはっきりと書きたかったにちがいない。しかしそうは書けない。なぜなら「地方自治の本旨」=地方自治体は国と独立した十分な自治権が保障された主体であり、その背後には住民の自治がある、という憲法97条の規定があるからだ。

言いかえれば、自治体に求められるのは「自発的な協力」であるということだ。その協



力が得られない場合に国が行えるのも、「指示」か「自分がやる」ことかのどちらか。ここに私たちは「地方自治」の強さを見つけないことができないだろうか。

99年に大改正された地方自治法の第245条には、自治体に対して国が行う「関与」を次のように類型化している。

### 1 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

- イ 助言または勧告
- ロ 資料の提出の要求
- ハ 是正の要求
- ニ 同意
- ホ 許可、認可又は承認
- ヘ 指示
- ト 代執行(普通地方公共団体事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠っているときに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わって行うことを言う)

- 2 当該普通地方公共団体との協議
- 3 前2号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別に関わる行為。

地方自治法には、「国は自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならない」という規定がある。国は様々な関与ができる。しかし、これらは基本的に「行政指導」であり「命令」ではない。もっともきつい「代執行」でさえ、国が裁判を起して勝訴しなければ実行できない。行政指導だから、従わなくても即罰する、ということはあるえない。さらに改正地方自治法では、国からの関与に対して自治体が「国地方係争処理委員会」に審査の申し出ができる、とされている。

それがわかっているから、政府与党がめざ

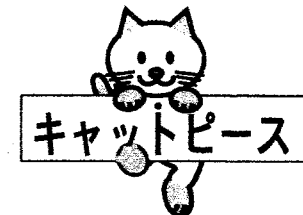
すのは有事法制が自治体に対する強制力を担保している、という「理解」を自治体と国民に広げること。そしてその「理解」を背景に、自治体から「自発的な協力」を引き出すことなのである。

上原国立市長への国の回答からも、そのような「国の強制力の限界」を読みとることができる。

だから、「おおらかな理解」を共有することが大事なのだと思う。武力事態法が自治体に伝えるのは「自発的協力」のためのマインド・コントロールであり、「命令ではない」。したがって、自治体は協力を拒否できる、という「地方自治法の平和主義的解釈」だ。

もちろん国の「強権発動」は警戒するべきだ。今後整備される諸法制の中には、自治体に対して強制力(罰則を含めた)を行使しうる内容が盛り込まれるかもしれない。警戒は怠ってはならない。しかし、その警戒心が私たちの、そして自治体の手を縛ることは、もっとあってはならないと思う。

藤田広島県知事は「有事法制は必要、だが、米艦入港には非核証明を求める」と発言している。考えてみればおかしな話だ。「非核証明など要求できない」ための有事法制なのだから。しかしその「おかしさ」に、希望がある。それが「自治体の平和力」の不思議、なのだ。



# 米軍艦カーティスウィルバー 入港拒否に関するお願い

長崎県知事 金子原二郎様  
長崎市長 伊藤一長様  
県・市議会 議長様

二〇〇二年六月二日  
脱軍備ネットワーク・キャッチピース

前略

米軍艦カーティスウィルバーが、6月6日長崎港に入港予定であることを知り、矢も立てもおられずに一筆啓上いたします。私たちは、核も基地もない平和な町と日本をつくるために各地で活動する市民運動のネットワークです。

私たちは、在福岡米領事館に「被爆都市の市民感情を考慮した入港回避」を要請した金子知事と、入港を「残念の極み」として「アフガニスタンや中東での紛争に加え、インドとパキスタンの間で核兵器の使用さえ懸念される緊張の中であって、先端兵器を搭載し近代戦争の中心的役割を担うイージス艦が、被爆地長崎に入港することは近隣諸国に新たな緊張をもたらす恐れもある。断じて受け入れられない」とした伊藤市長(いずれも「長崎新聞」から)、という発言と行動を全面的に支持します被爆地長崎から発せられたこのメッセージに強く勇気づけられております。

自分の気に入らぬ国を「悪の枢軸」と決めつけて、これらの国々に対する「核攻撃」を軍事行動のオプションに加えている米国政府。そして、それに呼応するかのよう政府幹部から噴出して

る「非核三原則見直し」の声。これら危険な流れと重ね合わせるならば、「乗組員の休養と物資の補給」という入港目的を額面どおりに受け入れられるはずはありません。休養や補給なら母港の横須賀に帰ればいいのです。

折しも、インド・パキスタン間では核戦争の危機が高まり、国会では戦争に自治体と国民を動員する「有事法制」の議論が行われています。

短い報道の中で知る限りでは、知事と市長の反対の声にも関わらず、入港計画に変更はないように見えます。私たちも、皆様そして県民・市民とともに怒りを分かち合いたいと思います。

そして、だからこそ、もう一度腹を据えて、自治体として何ができるかを見直して、踏み込んだ対応をしていただきたいという思いでこの手紙を書いています。6月1日の長崎新聞には「米艦船の入港は日米地位協定に基づいており、拒否できない」という県基地対策課のコメントがのってりました。

果たしてそうでしょうか？米艦船の民間港入港プロセスを定めた日米地位協定第五条は、自治体の意志を封じる「不磨の大典」なのでしょうか。そうではないと考えることからすべてが始まると私たちは思います。以下、その理由を述べます：

## 1)地位協定五条は自治体の港湾管理権を否定していません

第五条の規定はこうです。「1(米軍艦と軍用機)は入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入港することができる。2(軍艦が)日本国の港に入る場合には、通常の状態においては日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は強制水先を免除される」。地位協定は米軍艦に対して特権を与えています。しかしそれは入港料、着陸料、強制水先の免除だけです。同時に「通告」が義務づけられております。これはあくまでも「義務」であり、通告すれば港湾管理者の許可がなくても入港できる、とはどこにも書いていません。

地位協定に基づいて定められた42の国内特例法にも港湾法に関する特例法はありません。免除された入港料は後日政府から「損失補填」として支払われます。米軍艦とて日本の国内法から自由で

はないのです。

## 2)「港湾管理権」の行使として自治体は入港を拒否できません

米艦の入港を許可するか否か、そのボールを握っているのはあくまでも港湾管理者(長崎の場合は知事)です。では、被爆地長崎の港湾管理者として入港を拒否できる(許可証を発行しないことができる)のか？

答えは「イエス」です。その根拠は、被爆長崎の歴史に根ざした県民感情と非核平和都市宣言(正確な名称ではないことをお許しください)で十分だというのが私たちの理解です。「周辺事態法」制定過程で政府が自治体の疑問に答えてまとめた「第9条の解説」には次のように書かれています。「(周辺事態法第9条に言う「一般的協力義務」とは(略)、権限が適切に行使されることが法的に期待されるということであり、例えば公共施設の使用について許可を行う義務が生じているというこ

## 長崎市長から、返事をもらった。

脱軍備ネットワーク・キャッチピース 御中

長崎市長 伊藤 一長

### 米軍艦カーティスウィルバー入港拒否について(回答)

この度、米軍艦カーティスウィルバーの長崎への入港通知がなされていることに関して、貴ネットワークより入港拒否依頼文書をいただきました。皆様が平和な日本の実現に日々努力されていることに心から敬意を表します。

さて、入港の許可につきましては、港湾管理者である長崎県の所管になっておりますが、私は、被爆都市の市長として、すでに入港回避を求める要請を、5月28日付で、内閣総理大臣、外務大臣、在福岡アメリカ合衆国領事館領事のそれぞれに、提出しております。今後とも被爆都市の市民感情に鑑み米国の核政策の動向等を注意深くみながら、対応していきたいと考えております。

このたびの皆様のお手紙に感謝申し上げますとともに、貴ネットワークの益々のご活躍を祈念いたします。

昨年8月に米艦ビンセンスが姫路港に入港したとき、兵庫県知事は、米総領事が示した回答文書中の「個々の艦船に関して核搭載の有無を議論しない」という部分に対して、「安保順守など一般論は承知しており、個別の艦船の状況を知りたい」と削除するように求めました。神戸新聞が市民100人を対象としたアンケート結果でも、核搭載の有無は63%が「疑わしい」と回答しています。きっと長崎でアンケートをとったらもっと高い数字が出るのではないのでしょうか。

是非「非核証明を文書でよこせ」と求めてほしいと思います。「文書による非核証明がないので拒否する」、非核自治体としてこれ以上の明確な論拠はないはずで。

#### 4) 軍艦拒否は「不平等扱い」ではありません

知事が港湾管理権を行使して入港を拒否した場合、国はそれを港湾法13条2項にいう「不平等扱いの禁止」違反であるとして、同法第47条に基づく「変更命令」を発するかもしれません。地方分権一括法で港湾法47条のあらたな条項が付け加えられました。「2 港湾管理者は、前項の運輸大臣の要求があったときは、遅滞なく、当該行為を停止し、又は当該行為について必要な、必要な変更を行わなければならない」。ここだけを見ると、確かに国の「強権」は絶大のように見えますが、13条はそもそも民間船舶について、業者間の差別扱いについて禁止しているのであって、軍艦は想定していません。

そもそも武器を身にまとい、地位協定によって数々の特権の付与された要員＝軍人によって運航される軍艦が「不平等扱いの禁止」の対象になるのか、と大きく構えばこの問題はクリアできるはずで。

以上、長崎県と長崎市が「地位協定五条」の前で立ち竦まなければならない理由はどこにも無いことを述べました。本来であるならば「市民感情に配慮して入港見合わせを」という要請が受け入れられるのが民主主義のはずです。事実、昨年2月には小樽市長が同じ理由で米艦ジョン・S・マッケインの入港反対を表明し、米軍がそれを受け入れた前例があります。

知事も市長も、両議長もてる力のすべてを投入して入港回避のためにがんばるだろうと期待しています。それでもカーティスウィルバーやってくるかもしれません。その時にはたとえば次のようなやり方で、入港に同意していないことを示してください。

- ※歓迎行事、表敬訪問は一切応じない。
- ※入港申請にあたって積荷の詳細な開示を求める。劣化ウラン弾を積載していないことの証明を求める。
- ※一般公開を拒否する。市は一切協力しない。
- ※水の補給やゴミの処理などには一切協力しない。
- ※平和公園や資料館への軍人の立ち入りを拒否する。もしくは、米軍人向けの特別の説明係を派遣して、被爆の苦難を訴える。

できれば、長崎にかけつけて県庁や市役所の方々と話し合い、県民市民とともに抗議行動に参加したいのですが、それもかないません。

長い手紙を辛抱強く読んでくださったことに感謝します。カーティスウィルバー入港拒否を！最後まで貫いてください。お願いします。

#### 「キャッチピース全国運営委員」

伊波洋一(沖縄県議会議員) 神田公(くまもと市民センター) 今川正美(佐世保軍事問題研究会・衆議院議員) 久保田一郎(ピースリンク広島・呉・岩国) 湯浅一郎(ピースリンク広島・呉・岩国) 中北龍太郎(関西共同行動) 和田喜太郎(関西共同行動) 青木雅彦(反戦ドタバタ会議:京都) 河辺昭敏(あいち反戦の会) 林秀樹(金沢市民運動連絡センター) 新倉裕史(非核市民宣言運動ヨコスカ) 遠藤洋一(福生市民連合) 田巻一彦(キャッチピース編集部) 皆川みづえ(上瀬谷基地はいらないウドの会) 山中悦子(キャッチピース編集部) 南部貴昭(非核・平和函館市民条例を実現する会)



## 有事法制 「反対」「慎重審議を求める」 地方議会決議一覧

秋田の加賀谷いそみさん、国立の藤原浩さん、そして本紙でおなじみの青木雅彦さんが、メールで流してくれているデータを、大阪の和田喜太郎さんがリストにまとめてくれました。皆さんの努力に感謝しつつ、転載します。これが現段階での決定版です。(た)

(2002.6.24現)

### 反対・撤回を求める決議・意見

- ・北海道釧路市議会 (6/18) ・北海道江刺市議会 (6/18) 「有事関連三法案」に反対する意見書
- ・北海道北見市議会 (6/14) 有事法制に反対する意見書
- ・北海道厚岸町議会 (3/06) 「有事法制」に反対する意見書
- ・青森県木造町議会 (6/13) 「有事関連三法案」に反対する意見書
- ・青森県今別町議会 ( ? ) 有事法制に反対する意見書
- ・秋田県雄物川町議会 (3/18) 有事法制の立法化に反対する意見書
- ・秋田県東成瀬川町議会 (3/14) 憲法9条守り有事法制の立法化を行わないよう求める意見書
- ・岩手県東山町議会 (6/12) 有事法制関連三法案成立に反対する意見書
- ・宮城県高清水議会 (6/13) 有事三法案の国会での採択に反対する意見書
- ・福島県川俣町議会 (6/14) 有事関連三法案に関する意見書 (国会会期進行反対)
- ・福島県東村議会 (6/14) 有事法制三法案に反対する意見書
- ・福島県矢野町議会 (6/07) 有事法制三法案に反対する意見書
- ・東京都西東京市議会 (5/23) 有事三法案(武力攻撃事態法、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案)の撤回を求める意見書
- ・東京都小金井市議会 (5/20) 憲法違反の有事法制三法案の廃案を求める意見書
- ・東京都小金井市議会 (3/22) 有事法制の制定に反対する意見書
- ・東京都国立市議会 (3/27) 有事法制に反対する意見書 (6/14住基ネット意見)
- ・山梨県早川町議会 (6/06) 有事法制に反対する意見書
- ・長野県池田町議会 (6/13) 「有事法制三法案」の国会での撤回を求める意見書
- ・長野県長門町議会 (6/11) 有事法制の制定に反対する意見書
- ・長野県三木村議会 (6/11) 有事法制の制定に反対する意見書
- ・長野県松川町議会 (6/11) 有事関連三法案に対する意見書
- ・長野県四賀村議会 (6/06) 有事関連三法案の撤回を求める意見書
- ・長野県高森町議会 (6/04) 憲法第9条を守り有事三法案の制定に反対する意見書
- ・長野県信濃町議会 (6/04) 有事法制三法案の制定に反対する意見書
- ・長野県香川町議会 (5/20) 有事法制の制定に反対する意見書
- ・長野県信濃町議会 (6/13) 有事法制に反対する意見書
- ・長野県余川町議会 (6/13) 有事関連三法案に反対する意見書
- ・三重県飯南町議会 (6/21) 有事法制に対する要望書
- ・三重県朝日町議会 (6/20) 政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める決議
- ・三重県朝日町議会 (6/18) 政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める要望書
- ・三重県河芸町議会 (6/14) 有事法制関連法案の撤回を求める意見書
- ・三重県南勢町議会 (6/13) 政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める意見書
- ・三重県阿見町議会 (6/12) 有事法制に反対する意見書
- ・三重県議会 (5/17) 政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める決議
- ・滋賀県彦根市議会 (6/10) 有事法制三法案に反対する意見書
- ・京都府向日市議会 (5/31) 「有事法制3法」案を直ちに撤回することを求める意見書
- ・京都府大山崎町議会 (5/08) 有事法制三法案に反対する意見書
- ・兵庫県高砂市議会 (6/21) 有事法制関連三法案に反対する意見書
- ・徳島県川島町議会 (6/24) 憲法9条を守り有事法制を行わないよう求める意見書
- ・徳島県鳴門町議会 (6/17) 「有事法制3法」案の撤回を求める意見書
- ・高知県西土佐村議会 (6/18) 有事法制関連三法案に反対する意見書
- ・高知県十和田町議会 (6/12) 有事三法案に反対する意見書 (住基ネット意見も)
- ・福岡県金井町議会 (3/13) 「有事法制」に反対する意見書
- ・宮崎県日向市議会 (6/19) 有事関連法案に反対する意見書
- ・熊本県合志町議会 (6/21) 非核三原則を堅持し有事法案の撤回を求める意見書
- ・鹿児島県薩摩町議会 (6/21) 有事法制法案の廃案を求める意見書
- ・沖縄県北中城村議会 (6/07) 有事関連三法案の廃案を求める意見書

### 慎重審議を求める決議・意見

- ・岩手県北上市議会 (3/19) 「有事法制」の慎重審議を求める意見書
- ・神奈川県茅ヶ崎市議会 (6/06) 有事関連三法案の慎重審議を求める意見書
- ・神奈川県鎌倉市議会 (6/20) 有事関連三法案に関する意見書
- ・長野県池田町議会 (6/13) 「有事法制三法案」の国会での撤回を求める意見書
- ・長野県中野市議会 (6/11) 「有事関連三法案」の慎重審議を求める意見書
- ・長野県豊岡村議会 (6/11) 有事法制に対する意見書
- ・長野県大岡村議会 (6/11) 有事法制の制定に慎重を期すよう要請する意見書
- ・長野県阿智村議会 (6/11) 有事法制三法案の慎重審議を求める決議
- ・長野県松本市議会 (6/10) 有事関連三法案に関する意見書

- ・長野県岡谷市議会 (6/10) 「有事関連三法案」の慎重審議を求める意見書
- ・長野県松川町議会 (6/10) ( ? )
- ・長野県伊那市議会 (6/07) 有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・長野県茅野市議会 (6/07) 有事法制の制定に関する意見書
- ・長野県下諏訪町議会 (6/07) 「有事法制」の慎重審議を求める意見書
- ・長野県上山田町議会 (6/07) 有事関連三法案に対する意見書
- ・長野県更埴市議会 (6/05) 有事三法案の慎重審議を求める意見書
- ・長野県飯田市議会 (6/03) 「有事関連三法案」の慎重審議を求める意見書
- ・長野県諏訪市議会 (6/03) 有事法制に対する意見書
- ・長野県戸倉町議会 (6/03) 有事法制に対する意見書
- ・長野県南牧村議会 (5/23) 有事法制三法案の慎重審議を求める意見書
- ・長野県坂井町議会 (5/20) 有事法制に対する意見書
- ・長野県青木村議会 ( ? )
- ・長野県栄村議会 ( ? )
- ・長野県須賀川市議会 ( ? )
- ・長野県小海町議会 ( ? )
- ・長野県佐久町議会 ( ? )
- ・長野県白田町議会 ( ? )
- ・長野県中条村議会 ( ? )
- ・長野県釜ヶ崎村議会 ( ? )
- ・長野県生坂村議会 ( ? )
- ・長野県宮田町議会 ( ? )
- ・長野県野沢温泉村議会 ( ? )
- ・長野県北相木村議会 ( ? )
- ・長野県南相木村議会 ( ? )

- ※長野県120市町村のうち、6/23日までに81市町村が反対又は慎重意見
- ・愛知県豊橋市議会 (5/15) 「有事法制」の審議に関する意見書
- ・岐阜県恵那市議会 (6/04) 「有事法制関連三法案」の慎重審議を求める意見書
- ・京都府宇治市議会 (6/12) 国会での強行な成立を図ることなく有事関連法案の慎重審議を求める意見書
- ・京都府八幡市議会 (5/22) 有事法制三法案の国会での成立に反対し、地方の意見を尊重した慎重審議を求める意見書
- ・大阪府堺市議会 (6/24) 有事関連三法案の慎重審議を求める意見書
- ・大阪府吹田市議会 (5/31) 有事法制の立法化については極めて慎重に対処することを求める意見書
- ・兵庫県加古川市議会 (6/11) 有事法制関連三法案の慎重審議を求める意見書
- ・鳥取県若狭町議会 (5/30) 有事法制関連三法案の慎重審議を求める意見書
- ・島根県大田市議会 (6/12) 「有事関連三法案」の慎重審議を求める意見書
- ・福岡県北九州市議会 (6/19) 有事関連三法案の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県宜野座村議会 (6/13) 有事関連三法案の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県北谷町議会 (6/13) 有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県伊是名村議会 (6/13) ( ? )
- ・沖縄県平良市議会 (6/10) 沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県石川市議会 (6/07) 沖縄県民に新たな過重負担を強いる有事関連三法案の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県名護市議会 (6/06) 県民に新たな犠牲を強いる恐れのある有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県読谷村議会 (6/06) 有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県名護市議会 (6/06) 県民に新たな犠牲を強いる恐れのある有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県喜望峯町議会 (6/05) 有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県浦添市議会 (5/31) ( ? )
- ・沖縄県東風平町議会 (5/31) ( ? )
- ・沖縄県西原町議会 (5/30) 有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県西原町議会 (5/30) (意見書)
- ・沖縄県那覇市議会 (5/24) 有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県那覇市議会 (5/24) 有事法制の慎重審議を求める意見書
- ・沖縄県豊見城村議会 (予定)
- ・沖縄県中城町議会 (予定)
- ・沖縄県読谷町議会 (予定)
- ・沖縄県城辺村議会 (予定)
- ・沖縄県竹富村議会 (予定)
- ・沖縄県具志川市議会 ( ? )
- ・沖縄県南風原町議会 ( ? )

### 撤回や2市町村の慎重決議・意見

- ・愛知県弥富町議会 ( ? ) 国民の生命と財産を守る武力攻撃事態対処関連三法案の制定を求める意見書
- ・愛知県弥富町議会 ( ? ) 国民の生命と財産を守る武力攻撃事態対処関連三法案の制定を求める意見書
- ・滋賀県大津市議会 (6/18) 国民の生命と財産を守る武力攻撃事態対処関連三法案の制定を求める意見書 (可決)
- ・京都府八幡市議会 ( ? )
- ・京都府京都市議会 (5/7) 国民の生命と財産を守る有事法制関連法案に関する意見書
- ・京都府宇治市議会 (5/12) 国民の生命と財産を守る武力攻撃事態対処関連三法案の制定を求める意見書 (否決)
- ・京都府田辺市議会 (6/10) 国民の生命と財産を守る有事法制関連法案に関する意見書
- ・京都府城陽市議会 ( ? )
- ・大阪府吹田市議会 ( ? ) (否決)
- ・大阪府茨木市議会 ( ? ) 国民の生命と財産を守る武力攻撃事態対処関連三法案の制定を求める意見書

# 9.11 ヒロシマ・ナガサキと 遺族との連携が始まった

## 広島・長崎反核平和使節団報告①

湯浅一郎 ピースリンク広島・泉・岩国

2000年5月のNPT再検討会議において、「保有核兵器の完全廃棄に関する明確な約束」という画期的な合意がなされ、21世紀の早い時期の核兵器廃絶へ希望をつないだ。これにより21世紀は、この合意に基づいて核軍縮の具体化が進むと期待された。

しかし、5核保有国の核削減は一向に進まず、特にアメリカ政府は、CTBT(包括的核実験禁止条約)の反故化、ABM条約(対弾道ミサイル条約)の一方的破棄などでも顕著な通り、一国主義的専断外交の傾向を強め、核軍縮のための「实际的措置」として合意された13項目の実行をことごとく破り、反故にしようとしている。それどころか、核態勢見直し(NPR)の中で、「悪の枢軸」呼ばわりした3国を含む7カ国に対する核兵器使用計画の策定や、地下核実験開始までの期間短縮など矢継ぎ早に強硬な核政策を展開した。

更に、いわゆる「9.11事件」以来、アメリカは、対テロ戦争としてアフガンでの戦争を始め、未だに継続し、その矛先は、「悪の枢軸」と名指した3国などへ拡大させ、「暴力の連鎖」が続きそうである。日本政府は、この流れに便乗して、アフガン戦争に自衛艦を派遣し、今、戦争法とも言うべき有事立法が国会で審議される状態になっている。これは、時間がたてば、人間社会が良くなっていくと予定調和的に考えることはできないことを教えている。

9月11日の出来事、その後のアメリカを先頭とし、日本も参加しているアフガンでの戦争。9月11日のできごとを悪用したイスラエルによるパレスチナ侵略…今こそ国際的な連携をもった市民の不断の努力が求められている。

被爆地から米核政策を変えさせる声を

9.11事件によって、あたかも世界が変わっ



Peaceful Tomorrowsのホームページから

てしまったという雰囲気があるが、やや長いタイムスケールのもので冷静に考えれば、世界は核兵器廃絶と非軍事による物事への対処という方向へ向かっている。核兵器問題で言えば2000年5月のNPT再検討会議において合意された「保有核兵器の完全廃棄に関する明確な約束」の具体化を求め続け、2005年の再検討会議に向けて、国際的な世論を積み上げていくことが求められる。特にアメリカの一国主義的な核政策に対し、これらの動きを止めるための世界の民衆運動が求められている。

その中で、広島・長崎が果たせる役割は、まだまだたくさんあるはずである。原爆地獄の体験を乗り越えてきた両被爆都ヒロシマ・ナガサキが、今あらためてその未曾有の被爆体験から発してきた反戦反核のメッセージを世界に強く訴えていく時である。核兵器廃絶のために、障害となっているアメリカの核政策を何としても変えさせようと言う世論を作り出すきっかけに、広島・長崎から被爆者を柱として市民の声を発信することが求め

られている。この時期に、広島・長崎から訪米し、生の声を届ける意義が大きいとの判断から、4-5月にかけて、訪米使節団を派遣した。

記者の随行もあり、ニューヨーク、ワシントン、アトランタとそれぞれ異なった側面から大きな成果を得ることができた。前々号で予告した4-5月の広島・長崎反核訪米使節団は、その出発点として大きな成果を得た。これを踏み台に、更に秋の国連総会や2003年4月のNPT再検討準備会へ継続的に広島・長崎からの声を届けていくことが必要である。まだ帰国したばかりで、未整理な段階で、日程を追いつつ表面を追うだけのものになるかもしれないが、これは、とりあえずの第一報である。

ニューヨーク

有事法制3法案が国会に出され、審議が始まるという時期に、私は、地球の裏側を訪ねる行動に初めて参加していた。使節団は、広

島から13名、長崎から5名、そしてアメリカのアトランタ在住のステーブ・リーパー氏をあわせて、被爆者8人を含めた19人が参加した。団長は岡本三夫(広島)、副団長は、下平作枝(長崎)、森瀧春子(広島)、私は事務局メンバーとして参加した。4月24日から5月4日にかけてニューヨーク、ワシントン、アトランタを訪問し、各々3日ずつのハードな行動となった。アメリカでは、9.11事件後の、戦争にのめり込んだ雰囲気はまだ強い中で、広島・長崎から反核と反戦を訴えていくことが、どの程度かみ合うのか、どの程度の効果を持つのか、行って見ないとわからないという不安を持ちつつの出発であった。

4月24日、広島発の「ひかり」で出発。ホームには見送りの仲間に加えて、テレビカメラ数台を含む報道陣が10数人集まり、簡単な出発式を行っての盛大な出発となった。関空発16:25(NW70)で、デトロイトには、現地時間24日の15:30着、ニューヨークには(ラガーティア)19:00に到着した。ホテルは、マンハッタンの中心部で、国連へ徒歩で10分足らずの所である。時差が13時間もあり、被爆者の皆さんにはかなりきついのではと懸念されたが、皆はりきっている。

簡単な打ち合わせで、翌日以降のスケジュールを確認した後、それぞれ初日のニューヨークを楽しんだ。

4月25日は、午前中、国連を訪問し国連軍縮局の大量破壊兵器課チーフより国連の取り組みについて説明を聞くとともに、使節団からの要請、広島市長からのメッセージを手渡した。午後は、国連アジア太平洋軍縮セ

ンターの石栗氏との懇談。3時から、反核法律家連盟のジョン・パローズらとの4月のニューヨークでのNPT再検討会議準備会の報告と討論のための会合と続いた。

#### ピースフル・トゥモロウズの人々

夜は、ピースフル・トゥモロウズとの感動的な交流である。この会は、9.11事件の遺族の中で、自分たちの肉親の死を利用して、ブッシュ政権が戦争に駆り立て、自分たちと同じ境遇の市民を多数生み出すことに異を唱え、アフガン戦争に反対する数少ない市民で構成するグループである。「私たち以上に戦争と核の苦しみを良くわかっている広島・長崎の皆さんの仕事に心より共感する。平和のために一緒に行動したい(キャリア)」、「弟が一機目の攻撃で直接やられた。両親は、ただ痛いといえなかった。他の人が同じ様な苦しみを味わわないようにと切望している。父は、第二次大戦で海兵隊員としてサイパン、硫黄島へと派兵された。戦争は軍人も苦しめていて、その苦しみはずっと終わらない。」

この人たちの話を聞いていて、今回のミッションの成功を確信した。

9.11の遺族の中にも、ブッシュの戦争政策では何も解決せず、むしろ自分たちと同じ境遇の人々を生み出すだけであると冷静に判断し、行動できる人たちがいるのだ。その彼らにとって、半世紀前に、もっとすさまじい体験をし、その原因となった核兵器の廃絶を求め続ける広島・長崎の被爆者との交流は、彼らに大きな勇気を与えるものであることもわかった。

4月26日の午前、二手に分かれ、一つは国連日本代表部とニューヨーク市を訪問し、他の一つは、ニュージャージーの教会で被爆証言を行った。昼は、世界貿易センター

WTC近くでとり、午後1時15分、セント・ポール・チャペル前で全員が集合。ここからは、昨夜、感動的な出合をしたピースフル・トゥモロウズのメンバーと共に一日を過ごすのだ。

チャペルは、WTCに隣接し、奇跡的にそのまま残った教会で、世界貿易センター跡地の整備などに来る人々に食事や休憩の場を与えているボランティアの中心の地である。チャペルの垣根には、9.11事件での被害者の遺族を始め、ここを訪れた人々の思いが様々な形で表現されたものが飾り付けられている。チャペルの東境にWTC跡を見おろすことができる展望台がつくられており、訪れる人の波が断たないと言う。私たちも、そこを訪れた。昨年までそびえ立っていたツインタワーの跡地では、後かたづけがかなり進み、何か整備しているらしく、クレーンの音が響いていた。ここで、数千人もの市民が無差別に殺されたのである。

#### 原爆ドームとは別の感慨が

しかし、初めて原爆ドームの前に立ったときと比べると、わいてくる思いはかなり異質なものだった。私にとって、原爆ドームは、科学技術の社会的ありようを具体的に問うていくテーマとしてもあった。今回は、思想や経済的対立の下で殺し合いを続ける人類とはいかなるものなのかという問いが主で、アメリカの市民と広島・長崎の市民がどのように連携をしていけるかを考えた。チャペルの前の歩道で「Hiroshima-Nagasaki Peace Mission」の横断幕を掲げて、使節団とピースフル・トゥモロウズと合同で、小さな慰霊式を行った。

副団長の森瀧春子さんが、「ニューヨークWTCへのテロで犠牲になった多数の市民への哀悼を捧げる。犠牲者の遺族と交流し、

遺族の痛みを分かち合い、ともに暴力や戦争のない21世紀実現をめざす共同行動の場を実現しよう」とメッセージを読み上げ、日本から持参した千羽鶴と夾竹桃の苗を9.11の遺族に贈呈した。夾竹桃は、被爆した広島にいち早く芽吹き、被爆者に希望を与えた強い植物であることから、広島市から提供を受けて、使節団が持参したものである。いつの日か、遺族に託した苗が、WTC跡地に植えられることを願っている。被爆者の下平、益見さんが、それぞれの思いを話した。

これを受けて、ピースフル・トゥモロウズから、リタ・ラサーさんは、「ブッシュが弟の話スピーチに盛り込んだ。弟の自己犠牲の行為が新たな戦争のために利用されたことで、苦しみが増えた」と語った。またディビッドさんは、「同じ心の痛みを持つ広島・長崎の被爆者の支えで、事件後初めて現場に来ることができた。感謝している」と語っている。早い夕食をすませた後、夜六時から、場所を近くの仏寺に移動し、交流集會に臨んだ。まず、キリスト教、イスラム教、ユダヤ教、仏教など異宗教間の指導者による慰霊祭に参加し、後は寺の中で交流集會が行われた。参加者は、使節団20人を含めて、約70人が集まった。日本とアメリカから3人ずつが発言をし、それぞれの思いを語り合った。ホテルに戻ったときは、11時を過ぎており、長い一日だった。

しかし、少数とはいえ、9.11遺族と被爆者を初めとした使節団のメンバーが丸2日間にわたり、共に行動することで、双方にとって大きなものを、それぞれの心の中に残すことができたのではないと思う。この日の行動は、NHKが全国放送し、朝日、読売も少なくとも西日本全域に大きく報道した。翌日は列車で政治の府ワシントンに向かった。

(つづく)



# 沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる  
#61

## 伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員  
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長

〒901-2203  
沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-101伊波  
洋一事務所  
TEL&FAX 098-892-7734

前号でも述べたように、今年の5月15日は沖縄の施政権が米国から日本に返還されて30周年にあたった。日本政府と沖縄県の共催により、小泉首相を筆頭に政府閣僚も出席して復帰30周年記念式典が5月19日に宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで行なわれた。

式典で稲嶺県知事は「本県は今日なお基地問題など数多くの困難な課題を抱えている。沖縄の米軍基地は沖縄だけでなく、我が国の安全保障、国民全体にかかわる問題。有事法制案が国会で議論されている今、政府は、基地の整理縮小や日米地位協定見直しなど、沖縄の基地問題も国政の重要課題としてこれまで以上に全力で取り組んでほしい」と国による基地問題の取り組みを訴えた。それに対して、小泉首相は「(米軍基地の)地域・区域の集中が県民の大きな負担となっているのは私自身十分認識している。SACO最終報告を踏まえ、普天間飛行場の移設返還など米軍施設の整理縮小、県民の負担軽減に誠意をもって取り組む」と従来どおりの挨拶で返した。

### 駐日米大使の感謝発言が反発を呼ぶ

同式典に来賓として出席したハワード・ベーカー駐日米大使が「沖縄は前方展開する米軍のホスト役として重要な役割を果たしている。米軍、その家族を受け入れている友情に対して、お礼を申し上げたい」と沖縄県民へ感謝表明したことに対して保守陣営からも反発が広がっている。

基地の集中する本島中部の市町村長からは「県民の怒りはいつ爆発するか分からない状態。そのことに気づいていない」「発言は納得できない。これでは基地の現状は変わらない」「県民感情を知らなさすぎる」などの批判的な声が相次いだ。稲嶺知事も式典後の記者会見で「いろんな意味で温度差がある」と批判。式典の翌日に県庁を訪ねたりチャード・クリステンソン駐日米首席公使に対して稲嶺知事は「沖縄は感謝されることを望んでいない」とベーカー駐日大使の発言に抗議した。

客観的にみると米政府や米軍が県内移設を推進する稲嶺知事に感謝を表明するのは当然のことだろうが、稲嶺知事が基地に関してベーカー駐日大使から感謝されたことで気に障るのは、解決つかない「15年期限問題」や相次ぐ米軍関係者の犯罪や米軍機の事故などへの謝罪の言葉の一つもないまま「感謝される」わけにはいかないからだろう。

### 米軍駐留は「県民に有益」と 米国防副長官が発言

県民の反発を呼んだベーカー発言に続いて、5月29日に今度はウォルフowitz米国防副長官が、ワシントン市内でのアジアの記者を対象として会見で「米軍駐留は、アジア全体の安定と日本の安全保障にも貢献しているのだから、結局は沖縄県民に極めて有益だ」と発言した。「負担を最小限に、利益を最大限にするように、常に努力している」とも強調した。沖縄の琉球新報のワシントン

特派員の質問に応えたもので、米國務省や国防総省がこれまで通りの沖縄駐留を守ろうとする意図が伺える。

米国防副長官の発言は県内には強い反発を呼んでいる。宮城嘉手納町長は「嘉手納町では連日、早朝から爆音をまき散らす訓練が行なわれている。基地が県民にとって有益であるというのは勝手な思い込みでとんでもない。このような認識の下では、沖縄の基地政策はうまくいかない」と批判。新垣知事公室長は「温度差がある。県民の気持ちをどこまで理解しているのか大きな疑問がある。沖縄の本当の気持ちを理解させるためにも、今後も基地の整理縮小を求めていきたい」と発言した。

### 嘉手納基地周辺市町村議員が 米軍に抗議集会

5月27日午前10時に嘉手納基地に面する通称・安保の見える丘で嘉手納基地周辺市町村議員を中心に約100名の超党派の市町村議員が、相次ぎ米軍機事故への抗議集会を開催し嘉手納町議会基地対策特別委員会の議員達が開催を呼びかけたもので、県内8市町村の議員ら約100名が参加した。7名の県議も参加し、嘉手納基地に向かい合って住む嘉手納町在住の宮平永治米軍基地関係特別委員長が「(一連の米軍機事故について)米軍と我々の間には相当の認識の差がある。政府も基地提供者として米軍に堂々とものを言うことが必要だ」と挨拶した。

集会では、嘉手納町議会、読谷村議会、北谷町議会、沖縄市議会のそれぞれの米軍基地特別委員会委員長から各市町村の米軍の事件、事故の実態を報告した。集会では、事故の再発防止と米軍機の夜間飛行禁止を求める決議を採択した。

### 有事法制反対で県民実行委員会結成

国会に上程され審議中の有事法制関連3法案と個人情報保護法などのメディア規制法案の廃案をめざす「戦争はダメ!有事3法案の廃案をめざす県民大会実行委員会」の結成会議が5月26日に那覇市で開かれ革新政党や労組、民主団体が参加して結成された。参加するのは沖縄平和運動センターや統一連、平和市民連絡会、労組、市民団体、学者集団などの他、社民、社大、共産、民主の各政党で、久々に超党派の横断的な県民大会実行委員会となった。呼びかけ人代表には山内徳信さんが就任した。最初の取り組みの有事3法案・メディア規制法案に反対する座り込み行動は、5月29日午前10時から31日まで沖縄県庁前の県民広場で行なわれた。連日約60人が参加し座り込みを続け、最終日の31日には約300人が参加して総括集会を行なった後で那覇市の繁華街・国際通りをデモ行進して有事3法案への反対と6月8日の県民大会参加を呼びかけた。

県民大会は、6月8日あいにくの雨天にもかかわらず北谷町屋内運動場で開催され5000名を超える参加者が集まった。北谷町長と西原町長も参加。辺土名北谷町長は「いざ有事となると、米軍基地が集中する沖縄が攻撃の対象になるだろう。有事立法に強く反対し、憲法9条の理念の下、沖縄が平和であり続けることを願っている」と話した。

壇上では、沖縄戦で家族6人を亡くした伊佐順子さん(71)が「何一つ悪いことしていないのに、どうしてこうなったのか。その叫



びは声にもならなかった。孤児の身となり、戦後も厳しい生活だった」と体験を語り「なぜ戦争のための法律をつくるのか納得できない。こんな法律を作らせてはいけない」と訴えた。宮古島の平良市でも約150人が参加して有事法案の廃案をめざす宮古郡大会があった。大会後、市外地をデモ行進して「沖縄を再び戦場にはさせない」、「有事3法案反対」などを訴えた。

#### 県内市町村議会が有事法制に意見書

有事法制関連3法案に6月定例会開会中の市町村議会で「反対」や「慎重審議」の意見書採択が相次いでいる。5月24日に那覇市議会が慎重審議を求める意見書を採択したのに続き、北中城村議会が「反対意見書」を採択したほか、名護市、石川市、沖縄市、具志川市、平良市、読谷村、嘉手納町、西原町、東風平町、南風原町、北谷町、宜野座村、伊是名村、豊

見城市、石垣市、宜野湾市、勝連町、伊平屋村の議会が「慎重審議」の意見書を採択した。(6月20日現在)残った市町村議会でも意見書提案を予定しており、県内の53市町村議会で、30を超える議会で採択されるだろう。

#### 普天間基地の嘉手納基地統合案

普天間基地を嘉手納基地に統合する提案が、県選出の自民党下地幹郎衆院議員から提案されて話題を呼んでいる。

開会中の県議会の代表質問でも何名かが取り上げた。辺野古海上への普天間基地移設を推進する稲嶺県政の答弁は、公約はSACO合意に基づく県内移設、考え方は人各々と素っ気ない答弁だった。

船橋洋一著「同盟漂流」(岩波書店・1997年刊)の49ページには、1996年2月にペリー米国防長官が「沖縄のようなこんな

小さな島に二つも軍の飛行場が必要という理由はどこにあるのか」と米国防総省の統合参謀本部と4軍トップらとの会議で質問する場面がある。1995年9月の少女暴行事件後の沖縄での反基地運動の高まりを静めるために何をするかというSACO・日米行動委員会のための会議である。そこから普天間基地の全面返還とKC130の岩国移転というオプションが生まれた。

当時の橋本総理とモンデール駐日大使が緊急記者会見で普天間全面返還を発表するのが96年4月12日である。その時点で普天間をどこに移すかは決まっていなかった。国防総省は韓国への分散やグアムへの一部施設移転も検討した。担当のキャンベル国防次官補はグアム選出議員やグアム代表とも何度か協議したが、海兵隊が抵抗し潰れた。また、嘉手納基地周辺自治体が航空機騒音の増加と基地機能の強化につながると強く反対表明したことも嘉手納統合がなくなった理由の一つだろう。しかし、防衛庁や県は嘉手納基地統合の可能性を追求した。米国は、嘉手納基弾薬庫地区、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブの3箇所を移設予定地として検討した。海兵隊は、最初からキャンプ・シュワブに興味をもった。同書は当時の沖縄県吉元副知事が嘉手納統合案を強く推したとされる。理由は、基地アクションプログラム素案で最後まで残るのは嘉手納基地なら統合が許容されうだろうとの判断だった。日本側、米国、海兵隊の意見が噛み合わない中で、提案されたのが撤去可能な海上ヘリポート案だった。

海上ヘリポート案がもう6年も棚ざらしになっており、15年使用期限問題の行方次第では普天間基地はずっと固定されかねない状況にあることから、下地衆院議員は、当時の嘉手納統合案を踏まえて提案をしたのだろう。政府や嘉手納基地周辺からは強い反発があるものと思われたが、宮城嘉手納町長

が検討の価値はあると話すなど、意外と反発は少ない。しかし、「スタンドプレー」と冷やかに見ている向きもある。

#### 嘉手納基地統合案の主な内容

- 県の求める15年使用期限問題の解決は困難であるから、在沖海兵隊の訓練をグアム、フィリピンに分散し、在沖海兵隊の3分の1に当たる約6000人が常時海外で訓練させることで海兵隊を実質的に削減する。
- 在沖海兵隊の分散による嘉手納基地負担の最小限化。代替ヘリ基地建設(1000億円)
- 普天間基地を受け入れの中部振興費1000億円を創設する。
- 普天間基地の全面返還を5年以内を実現させ、早期開発(8年後着手)できるようにする。
- 那覇-名護間の鉄軌道整備(2711億円)。
- 防衛施設庁予算による那覇空港平行滑走路の早期着工(1000億円)。
- ディズニーランドの誘致(500億円)。

以上、自民党らしい提案で必要総額は6211億円となるが、海上基地建設費約8000億円と比べて2000億円近くも少ないことを力説する。さらに、比較表で、辺野古案は自然を破壊し、兵力削減にもつながらず、新たな基地建設になるのに対して、海兵隊の削減の伴う嘉手納統合案は、ジュゴンの棲む辺野古の海と藻場・珊瑚礁を保護することができ、米軍犯罪の減少につながり、早期の普天間返還は早急な経済活性化につながるこ

#### <中頭郡北中城村議会>6/7

#### 有事関連法案に反対する意見書

今国会で審議されている有事関連3法案は、国民生活を制限ないし停止するという大変重要な法案にもかかわらず、国会で十分な議論も尽くされないまま会期を延長してまで法案を成立させようとしているのは断じて容認できるものではない。

在日米軍専用施設の75%が集中する沖縄県は、有事法制の被害が最も大きくなると懸念される。とりわけ、去る沖縄戦で軍隊は住民を守らない事を身をもって体験し、戦争になれば軍人より一般住民の犠牲が大きいことも明らかになった。万一の武力攻撃を引き起さないためには平和憲法に基づく普段からの努力こそが必要であり、武力に依存せず外交努力を重ね、近隣諸国との信頼関係を醸成することこそが平和憲法の理念に即した最良の備えであると確信する。

冷戦構造が崩壊した現在、日本が外国軍隊からの武力攻撃を受ける可能性はほとんどなくなっている。国民の権利と財産を奪い、地方分権を否定する有事法制の制定を急ぐ必要は全くない。

よって、本村議会は、客観的な安全保障環境と平和憲法の理念を踏まえ、有事関連法案に反対するとともに、その廃案を強く要求するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年(2002年)6月7日

沖縄県中頭郡北中城村議会



とを示している。

### 名護市が使用協定・地位協定に注文

名護市が5月17日までに普天間代替施設の使用協定に関して「基本的考え方」をまとめた。

名護市は昨年11月に「使用協定検討プロジェクトチーム」を結成、これまでに6回の会議を開き検討してきた。検討結果を踏まえて市企画部基地対策室が作成したもの。使用協定について「住民や環境への影響を最小限に抑えるため、米軍の裁量に任せられるようなあいまいな表現をさけたい」とし、基地機能そのものに制限をかける内容になるとしている。那覇防衛施設局の山崎局長は、5月23日の定例記者会見で名護市の方針について「地元の意見を尊重したい」と名護市の要望を日米間の協議で取り上げていく考えを示した。

名護市は、住宅地上空の飛行や夜間発着訓練、ジェット戦闘機使用の禁止を検討していることについて「使用協定の中味については、飛行場のきちんとした規模や位置が決まらない限り、運用する米側も具体的なことは言えないと思う」と言及を避けた。6月13日の名護市議会の一般質問で岸本名護市長は、名護市の求める普天間代替施設の使用協定が地位協定に抵触する場合は「改定の動きもある。きちっとしたものを結んでいただくよう国に要求したい」と日米地位協定の改定を求めていく姿勢を示した。末松助役は「市としては、満足できる条件をクリアするため、日米地位協定の一部改定を求める場合もある」と明言した。12日の市議会では「ジェット戦闘機や輸送機の使用はさせないように(協定を)結んでいきたい」と答弁していた。米軍基地の運用に関わることについて現行の地位協定では、日本側からは制限することができないことを指摘されたことへの

答弁だと思われる。

### 「象のオリ」移設に反対の声

SACO合意施設である米軍楚辺通信所(通称・象のオリ)の代替施設工事がキャンプ・ハンセン演習場内のオストリツチ地区で付近住民に事前説明もないままに4月末から進められていることについて、恩納村喜瀬武原区民から不安の声が出ている。

区民は生活用水として取水している長浜川が工事現場の500メートル下方にあるため赤土の流出を危惧している。さらに、施設による電波障害や公害についても不安を抱いている。那覇防衛施設局は5月23日になって喜瀬武原公民館で住民説明会を開催した。説明によると、今年1月から進入路や防災の工事を始め、6月から本格的な造成工事、11月に建物を着工し2004年5月に完成を予定とのこと。喜瀬武原区民は場所の変更をもとめているが、那覇防衛施設局は変更は困難としている。

6月12日には大城英喜恩納村長と志喜屋村議会議長、外間勲喜瀬武原区長と儀武剛金武町長ら10名が、初めて現場に立ち入り調査した。那覇防衛施設局は移設先の変更について米軍と調整していないこともわかり、住民から不満の声が上がった。立ち入り調査についても、人数制限とカメラや携帯電話の持ち込み禁止など厳しい制限に疑問の声が上がった。大城村長は、喜瀬武原区から200メートル程度離れた場所への位置変更を正式に要請する方針を明らかにした。区民からは「学校から見える場所の建設は許さない」との声が出ている。

### 沖縄戦の教訓

6月は沖縄の慰霊の月だ。沖縄戦で犠牲になった地域住民のための慰霊祭が各地で執

り行われる。県全体では6月23日を「慰霊の日」と定め、沖縄戦の最後の激戦地になった沖縄本島南端の摩文仁で慰霊祭を行なっている。

有事3法案が国会に上程され、日本が米国に追随して戦争への道に入ろうとしている中で、沖縄戦の教訓を再確認しておきたい。

沖縄戦では、戦争がもたらすお多くの悲惨な出来事が起きた。特に、日本軍は当初から住民を巻き込んで徹底抗戦する「出血持久作戦」を計画していた。理由は、天皇制を中心とする「国体」を守るために一日でも長く戦い、敗戦の条件を良くするためであった。住民を巻き込んだ戦争が3か月も続き、約12万2千人の沖縄住民を含む20万人余の戦死者出した。

多くの住民戦死者をだした原因の第一は、沖縄本島を中心に各離島を含め、6万6千人もの日本軍が駐屯し陣地を構築して「出血持久作戦」で戦闘を長引かせたからである。戦争は基本的に軍隊と軍隊が闘うものであり、前線は敵軍の要塞や陣地に沿って移動していく。1943年9月には沖縄県全域に航空軍事基地建設を企画し、直ちに建設に着手した。児童生徒まで飛行場作りに動員し、沖縄本島7カ所、伊江島3カ所、宮古島3カ所、石垣島3カ所など16の飛行場を建設した。1944年3月には沖縄に第32軍・沖縄守備軍が創設され、続々と中国や日本本土から多くの部隊が移駐し、6万人もの日本軍は公民館や民家を兵舎に利用して駐屯し、第32軍司令部壕や海軍司令部壕、各地でのトーチカや陣地壕など、住民総動員で作り上げだ。住民を動員して作り上げた飛行場や陣地は、住民を守るためではなく、沖縄に米軍を誘き寄せて戦場にするためのものだった。

せつせと日本軍に協力した沖縄住民の多くは、沖縄を戦場にする準備だとは思わなかっただろう。沖縄で起きた多くの悲劇をここでは書かない。次の点は沖縄戦の教訓とす

ることができよう。

一つは「軍隊は住民を守らない」ということ。

二つ目は「戦争は軍隊の居るところにやってくる」ということだ。

### 軍隊のいない島だった沖縄

沖縄への軍隊の配備は、1879年に沖縄を日本に併合するための琉球処分に向いた内務大書記官松田道之が同行した約4000人の熊本鎮台分遣隊が最初であるが、1895年にその第6師団分遣隊が撤退して以降、1930年代までの約40数年余に互り実戦部隊のない状態が続いていた。

しかし、1931年に沖縄県議会が沖縄分遣隊・憲兵隊の設置要望の意見書を決議し、1934年には陸軍内部から陸軍次官に「沖縄防備対策」が具申された。沖縄における民間の戦争協力体制も、1937年の日中戦争開始経て1940年の日米開戦までには、大政翼賛会県支部や国防婦人会など一挙に作られていった。最後は1943年から44年にかけて一挙に要塞化されて沖縄戦の戦場になっていった。

1931年の沖縄県議会が沖縄分遣隊・憲兵隊の設置要望の意見書の採択が、沖縄戦にいたるスタートだったことを歴史の教訓としたいと思う。

◆6月21日記



**会計報告**  
(02.5.12~6.27)

**【収入】**

○前期からの繰越	370,333
○当期の収入	15,000
会費収入	15,000
(内訳) 維持個人	0
維持団体	0
参加団体	0
参加個人	0
通信会員	15,000
カンパ収入	0
運動収入	0
資料収入	0
預金利子	0

**【支出】**

●当期の支出	84,851
電話・fax代	0
郵送費	35,432
文具・備品	46,179
印刷・コピー代	0
振込等手数料	210
分担金	0
雑費	3,030
●時期への繰越	300,482



**「自治体の平和力で  
有事法をつぶそう！」**

発行●すべての基地に「ノー」を・ファイト神  
奈川(非核市民宣言運動ヨコスカ)

TEL/FAX●0468-25-0157

頒価●200円

◆◆◆◆◆  
**「有事法制とたたかうために」**

編集・発行●フォーラム平和・人権・環境

文●田巻一彦(キャッチピース)

TEL●03-5289-8222

FAX●03-5289-8223

頒価●200円

**原子力艦  
入港情報**

#131

2002.3.9~6.27

S=ステーション級原子力潜水艦  
L=ロサンゼルス級原子力潜水艦

**【横須賀】**

◆ 3/14 14:30	原潜シャルロット (L) 入港
◇ 3/19 09:53	原潜シャルロット (L) 出港
◆ 4/3 10:11	原潜ヘレナ (L) 入港
◆ 4/4 10:29	原潜ジェファーソンシティ (L) 入港
◇ 4/9 09:53	原潜ヘレナ (L) 出港
◆ 4/12 15:59	原潜シャルロット (L) 入港
◇ 4/16 08:57	原潜ジェファーソンシティ (L) 出港
◇ 4/22 10:03	原潜シャルロット (L) 出港
◆ 6/12 10:23	原潜ラ・ホヤ (L) 入港

横須賀当期計(うち原潜) : 5(5)

**【佐世保】**

◆ 4/16 16:45	原潜ラ・ホヤ (L) 入港
◇ 4/19 11:01	原潜ラ・ホヤ (L) 出港
◆ 4/20 08:15	原潜ラ・ホヤ (L) 入港
◇ 4/25 15:00	原潜ラ・ホヤ (L) 出港
◆ 5/1 18:07	原潜ラ・ホヤ (L) 入港
◇ 5/5 12:11	原潜ラ・ホヤ (L) 出港
◆ 5/13 10:20	原潜コロンブス (L) 入港
◇ 5/17 10:00	原潜コロンブス (L) 出港
◆ 5/24 09:59	原潜コロンブス (L) 入港
◇ 6/3 13:55	原潜コロンブス (L) 出港
◆ 6/8 08:59	原潜コロンブス (L) 入港
◇ 6/18 09:14	原潜コロンブス (L) 出港
◆ 6/18 15:42	原潜コロンブス (L) 入港
◇ 6/18 16:16	原潜コロンブス (L) 出港

佐世保当期計(うち原潜) : 7(7)

**【ホワイトビーチ(沖縄・勝連町)】**

◆ 4/10 13:56	原潜シャルロット (L) 入港
◇ 同日 13:59	原潜シャルロット (L) 出港
◆ 4/19 13:04	原潜ジェファーソンシティ (L) 入港
◇ 同日 13:15	原潜ジェファーソンシティ (L) 出港
◆ 4/24 08:12	原潜シャルロット (L) 入港
◇ 同日 09:18	原潜シャルロット (L) 出港
◆ 4/28 13:37	原潜コロンブス (L) 入港
◇ 同日 14:16	原潜コロンブス (L) 出港
◆ 5/8 10:04	原潜ラ・ホヤ (L) 入港
◇ 同日 10:21	原潜ラ・ホヤ (L) 出港
◆ 5/23 10:29	原潜ジェファーソンシティ (L) 入港
◇ 同日 11:09	原潜ジェファーソンシティ (L) 出港
◆ 5/27 10:23	原潜ラ・ホヤ (L) 入港
◇ 同日 10:37	原潜ラ・ホヤ (L) 出港
◆ 6/3 08:08	原潜ツーソン (L) 入港
◇ 6/5 12:03	原潜ツーソン (L) 出港
◆ 6/5 13:23	原潜ラ・ホヤ (L) 入港
◇ 6/9 14:59	原潜ラ・ホヤ (L) 出港

沖縄当期計(うち原潜) : 9(9)

●2002.1.1から6.27までの各地の原子力艦入港数  
( )内は原潜

横須賀	7(7)
佐世保	9(9)
沖縄	11(11)
合計	27(27)

月刊「キャッチピース」 発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集月刊キャッチピース編集委員会 連絡先●  
〒223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 電話・FAX ●045-531-1341 E-Mail●  
tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替口座●00160-7-136148「キャッチピース」 定価●100円(通信会員年間3,000円)